

敷地増（住宅）

- 1 既存敷地は、次に掲げる要件に該当すること。
 - (1) 線引き前から継続して一戸建ての住宅の敷地として使用していること。
 - (2) 線引き時における第 1 号の住宅の敷地と同一であること。
- 2 拡張後の敷地面積は500平方メートルを超えないこと。
- 3 拡張する敷地は既存敷地に隣接していること。
- 4 増築後の建築物等の用途に変更がないこと。
- 5 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

注 敷地増の許可を受けた土地は、包括承認基準 2 既存宅地内建物の要件を失う。

次に掲げる事項について、市長が特にやむを得ない事情があると認める場合は、事前に審査会の了解を得たうえで本基準で扱うことができる。

- 1 土地の形状や隣地の状況等により、第 2 項又は第 3 項に該当しない場合